

(仮訳)

手引き：移行期間終了時の第三国からグレートブリテン（GB）への有機製品の輸入

この手引きは有機商品を第三国からグレートブリテン（GB）へ輸入するための手続きの各段階における役割・責任を説明するものである。

EU・北アイルランドに入着して GB へ輸送される委託貨物は GB への最初の入国地点で検査されなければならない。

取るべき措置	誰の担当・責任？
1. GB の有機認証機関に登録する	有機食品・飼料の輸入を予定している者
2. GB の検査証明書 (CoI) に全て記入し、輸出者は彼らの認証機関へ電子メールで送る。	第三国の輸出者、代理人又は輸入者
3. 認証機関は委託貨物が有機であることを検証し、CoI の Box18 に署名・押印により商品の裏書きする。CoI 原本は宅急便で、コピーを電子メールで輸出者へ返送する。	第三国の認証機関
4. 裏書きされた CoI 原本は搬送先住所へ、コピーは GB の輸入者へ電子メールで送付する。	第三国の輸出者又は代理人
5. GB 湾岸保健地方管理局 (PHA) に、当該有機委託貨物の到着時刻を知らせる。(電話又は電子メールにて少なくとも 24 時間より前に)	GB の輸入者又は代理人
6. 当該 PHA がコピーを持つために、CoI、有機認証書及び船積み書類を電子メールで送付する。	GB の輸入者又は代理人
7. 委託貨物を分割する場合、CoI の Box6 に記載されている輸入者は、ロット証明書を当該 PHA に提出しなければならない。	GB の輸入者

<p>8. 書類を審査し必要な物理的検査又は試験を行う。委託貨物が合格したらロット証明書のBox20又はBox13に署名・押印して裏書きし、商品を前進させるために通関を通す。<u>署名と押印は印刷のために違った色でなければならない。</u></p> <p>(原本が10営業日以内に裏書きされるのであれば、コピーは裏書きすることが出来る。)</p> <p>委託貨物が合格しなかった場合は、商品は以下のいずれかとなる。</p> <p>a) 有機に関する全ての表示を取り除き、再度ラベル表示を行う</p> <p>b) 非有機として再輸出する、或いは</p> <p>c) 破棄する</p>	<p>GB の PHA</p>
<p>9. 商品が通関されたら、税関申告で CoI の番号を自由流通のために示す。</p>	<p>GB の輸入者又は代理人⁸⁾</p>
<p>10. 商品を引き取り、ロット証明書の Box21 又は Box14 に署名し輸入者が裏書きされた CoI を受け取ったことを証明する。バッチの荷受人はロット証明書を2年以上保管しなければならない。</p>	<p>GB の第1荷受人</p>
<p>11. 裏書きされた CoI の原本及び裏書きされたロット証明書のコピーを少なくとも3年保管する。⁹⁾</p>	<p>GB の輸入者</p>
<p>12. 輸入者の定期検査において、CoI を審査する。</p>	<p>GB の有機認証機関</p>

規則遵守

- ・ 輸入者にあつては、第三国からの全ての有機輸入は、欧州委員会規則 (EC) No 1235/2008 に規定されている必要条件を満たしていることを保証する。
- ・ 認証機関にあつては、輸入者及び輸出者が認可されていること、欧州委員会規則 (EC) No 1235/2008 の下で規定されている製品であることを保証する。